

一般廃棄物処理委託契約書
(収集・運搬及び処分用)

収 入
印 紙

第8条 (内容の変更)

甲、乙、又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価または委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずる時は、甲と乙又は甲と丙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するために、甲、乙は各々記名捺印のうえ1部作成し、甲は本書を保管し、乙は写しを保管する。

年 月 日

排出事業者
甲

印

処分事業者
乙

印

収集運搬事業者
丙

印

排出事業者 _____ : (以下「甲」という。)と、
処分業者 有限会社 クリエイト・マエダ : (以下「乙」という。)と、
収集運搬事業者 有限会社 クリエイト・マエダ : (以下「丙」という。)は、
甲の事業場から排出される一般廃棄物の収集運搬及び処分に関して、次の通り契約を締結する。

工 事 名 _____
工 事 場 所 _____

第1条 (委託内容)

1 (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙は個の事業範囲を証するものとして、許可書の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可書の写しを甲に提出する。

◎ 処分に関する事業範囲

〔施設〕 許 可 都 道 府 県 ・ 政 令 市 : 滋賀県今津県事務所長
許 可 の 年 月 日 : 平成13年 3月27日
事 業 区 分 : ごみ処理施設(破碎施設)
廃 棄 物 の 種 類 : 草・木
許 可 の 条 件 : 別紙許可書のとおり
許 可 番 号 : 第800001号

(丙の事業範囲)

丙の事業範囲は以下のとおりであり、丙は個の事業範囲を証するものとして、許可書の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、丙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可書の写しを甲に提出する。

◎ 収集運搬に関する事業範囲

区 域 : 高島市内
許 可 の 年 月 日 : 平成24年 12月 6日
廃 棄 物 の 種 類 : 草・木
許 可 の 条 件 : 別紙許可書のとおり
許 可 番 号 : 高環第553号

2 (委託する一般廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に処分を委託する一般廃棄物の種類、数量及び単価は次のとおりとする。

種 類 : 草・木
数 量 : _____ t
単 価 : _____
合 計 予 定 金 額 : _____

3 (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された前項の一般廃棄物を次のとおり処分する。

事業所の名称：有限会社 クリエイト・マエダ
所在地：滋賀県高島市安曇川町下小川字中島947番地他
処分の方法：ごみ処理施設〔破碎施設〕
施設の処理能力：100 t / 日 (5時間)

4 (保管)

乙は、甲から委託された一般廃棄物の保管を行う場合は、法令に基づきかつ第7条で定める期間委託内に確実に処分できる範囲で行う。

第2条 (義務と責任)

1 (甲)

(1) 甲は、一般廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ乙に提供する。

- 一般廃棄物の発生工程
- 一般廃棄物の性状の変化に関する事項
- 混合物により生ずる支障
- その他注意事項
 - イ. 形状、主成分、混合成分
 - ロ. 特性

(2) 甲は、委託する一般廃棄物の処分に支障を生じさせる恐れのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことにより、又混入した旨を乙に通知せずに、乙の業務に重大な支障を生じ、又は生ずる恐れのある場合には、乙は委託物の引き取りを拒否することができる。この場合において甲は、委託手数料の支払い業務を免れず、他に障害が生じた時は、その賠償の責にも任ずるものとする。

(3) 甲は、委託する一般廃棄物委託契約書の記載事項は正確に洩れなく記載することとし、廃偽又は記載洩れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止し委託契約書の記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

2 (乙)

(1) 乙は、甲から委託された一般廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

(2) 乙は、甲から委託された一般廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業者については、受取証明書で代えることができる。

(3) 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

3 (丙)

(1) 丙は、甲から処理を委託された廃棄物を、その積込作業の開始から、指定処理施設への搬入まで、法令等に基づき適性に運搬しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場所を除き乙が責任を負うものとする。

(2) 丙は、甲に委託された業務を終了後、処理伝票等を発行し、甲に収集量、運搬先等を報告しなければならない。

第3条

- 1 甲の委託する一般廃棄物の処分業務に関する委託手数料については、第1条第2項で定める単価に基づき算出する。
- 2 委託手数料の額が経済情勢の変化により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
- 3 甲の委託する一般廃棄物の処分業務についての消費税等は、甲が負担する。
- 4 甲は、乙からの委託手数料の請求に対し、支払条件を明記する。
- 5 乙は、本契約の定めるところに従い一般廃棄物処分を行なったときは、数量及び単価から算出される額の委託費の請求を、甲に対して行うものとし、甲はこの請求に基づき乙の指定した金融機関に振込を行なうものとする。
- 6 甲は、乙に対して処理料金を毎月 日 で締め切り 日に原則として乙の指定する金融機関に振込むものとする。振込み手数料については、甲の負担とする。

第4条

甲、乙、丙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第5条

- 1 甲、乙、丙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定又は法令の規定により、この契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた一般廃棄物の処理を、乙が完了していないときは、当該一般廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

第6条 (協議)

この契約に定めのない事項又は、この契約の各条項に関する疑義が生じた時は、関係法令に従い、その都度甲、乙、丙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第7条 (契約期間)

この契約は、有効期限を 年 月 日から、 年 月 日までとする。